

南但ごみ処理施設整備指針策定支援業務仕様書

1 目的

この仕様書は、契約に定めるもののほか、南但広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が委託する南但ごみ処理施設整備指針策定支援業務（以下「業務委託」という。）を受託する者（以下「受託者」という。）の業務委託の仕様について定める。

2 施設の概要

(1) 施設名称：南但クリーンセンター

(2) 計画処理能力：①高効率原燃料回収施設

- ・バイオマス施設 36t/日
- ・熱回収施設（焼却施設） 43t/24h×1 炉
- ・発電能力（ガスエンジン） 381KW（191KW×1 基、190KW×1 基）

②リサイクルセンター 17t/5h

(3) 建設年度：〈竣工〉平成25年4月

(4) 処理方式：①高効率原燃料回収施設

- 〈発酵方式〉 乾式メタン発酵（コンポガス方式）
 - 〈ガス冷却〉 全連続燃焼方式
 - 〈受入・供給〉 ピット&クレーン方式
 - 〈燃 焼〉 ストーカー燃焼方式
 - 〈ガス冷却〉 水噴射方式
 - 〈排ガス処理〉 有害ガス除去装置+バグフィルタ+触媒反応装置
 - 〈通 風〉 平衡通風方式
- ②リサイクルセンター
- 〈受入方式〉 受入ホップ直接投入方式
 - 〈破碎方式〉 高速回転式（堅型）
 - 〈選別方式〉 自動選別（缶類、金属類）及び手選別
 - 〈再生設備〉 金属圧縮機、圧縮梱包機、蛍光管破碎機、スプレー缶処理機
 - 〈搬出設備〉 ストックヤード

3 業務委託内容

(1) 現状と課題整理

- ・R4 精密機能検査の精査
- ・施設の現状把握

処理方式、計画処理能力、収集体制、処理・処分実績、計画処理フロー、主要設備の仕様内容等により行う。

- ・運転管理実績

聞き取り及び資料（運転管理実績等の書類）等により行う。

- ・定期分析実績

定期分析検査の聞き取り及び資料(定期分析検査報告書)等により行う。

- ・施設の補修、改修実績

設備工程ごとの整備内容調査により行う。

- ・設備、装置の状況

設備・装置の状況検査を目視による外観及び触診により行う。設備の停止時に焼却炉の内部状況、平常運転時の外部及び運転状況を検査し、その箇所の判定を要補修、要交換、要改造、異常なし等に分けて行う。(土木建築設備、耐火構造物設備、機械設備、電気・計装設備、配管・弁類等)

- ・処理機能状況（各種測定分析試験）

計画条件と比較してまとめ、各工程における現状の処理機能の把握及び計画条件との検討資料として使用する。

- ・処理条件と処理効果

処理条件と処理効果について確認する。

- ・考 察

各項目の調査、検査結果を総合的にまとめ、必要に応じた改善点を提案する。

(2) 処理方式の検討

- ・将来予測

将来ごみ量及びごみ質の予測を行う。なお、予測は2050年までとする。

- ・処理方式の検討

可燃ごみ処理施設の処理方式について既存技術を整理すること。また、必要に応じてメーカーアンケート（見積徴取等）を実施し、処理方式ごとの概算事業費を算出する。

(3) ケーススタディの実施

可燃ごみ処理施設及びリサイクル施設について、新施設を整備する場合、長寿命化実施後、広域化を行う場合等について、ケーススタディ（ライフサイクルコスト算出等）を実施する。

(4) 審議会の運営支援

南但ごみ処理施設整備指針策定審議会の運営支援を行う。（会議予定回数：5回、会議資料及び議事録の作成等）

(5) その他策定に当たって必要な業務

その他、独自提案等がある場合には、当該業務に係るものや、発注者から新たな要求事項があれば、その対応を行う。

4 打合せ協議

本業務の実施に当たり、業務の適切な遂行を図るため、発注者と受託者は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、打合せ後は、議事録を作成し、速やかに発注者へ提出するものとする。

5 資料等の貸与及び返還

(1) 資料等の貸与

受託者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を発注者に申し出ることができる。

(2) 資料等の返還

受託者は、貸与された資料等の内容を第三者に漏洩してはならない。また、業務の完了後速やかに発注者へ返還しなければならない。

(3) その他

本業務検査時に必要な電力、用水は原則として発注者が支給する。なお、使用に際しては、発注者の了解のもとに使用し、施設の運転管理に支障が生じないよう十分配慮すること。

6 業務管理

(1) 受託者は、業務遂行に当たり関係法令を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。

(2) 本業務の成果品はすべて発注者に帰属するものとする。

(3) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。また、コンサルタントとしての中立を遵守しなければならない。

7 成果品

(1) 南但ごみ処理施設整備指針策定審議会報告書 10部

(2) 電子データ（本業務で得たデータ） 一式

(3) 成果品の提出・検査

受託者は、業務が完了した場合は、速やかに所定の成果品を発注者へ提出し、検査を受けるものとする。また、受託者は中間段階における成果品を求められたときは、速やかに発注者へ提出するものとする。

(4) 成果品の訂正

受託者は、提出した成果品に誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっても発注者と協議の上、受託者の負担において速やかに訂正し、発注者へ再提出するものとする。

8 その他

本仕様書に定めない事項については、双方協議の上、定めるものとする。